

平成27年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書



提出日	平成28年5月23日
法人名	社会福祉法人鳥取福祉会
担当 (連絡先)	電話：0857-51-7272 FAX：0857-51-7273 メール：fu-ina@tottorifukushikai.jp

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>小規模多機能事業所木もれ陽の用地取得について、平成26年11月28日付けで契約を締結しているが、貴法人定款第14条に基づき、あらかじめ評議員会の承認が得られていない。貴法人定款を遵守すること。</p>	<p>本案については、緊急な要件として10月21日の第3回理事会において承認。本来評議員会で意見聴取を事前に行うべきところでしたが、定款第14条第2項についての定款準則の解釈(※)に基づき、評議員会の報告は事後としたものです。</p> <p>今後は事前に評議員会へ意見を聴くよう努めます。</p> <p>※「原則として、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」とは、一定の場合において事前に意見を聴くことを不要とするものである。ここにおける「一定の場合」とは、災害時等緊急に法人として意思決定する必要がある場合等、理事会として当該法人の運営上あらかじめ評議員会の意見を聴くことが著しく困難であると認められる場合である。(定款準則より)</p>	<p>平成28年5月11日</p>
<p>貴法人経理規程第31条の規定によると、会計責任者は毎月末日に月次試算表の作成を行い、翌月末日までに統括会計責任者に提出するとなっているが、その期限までに提出することができていないため、統括会計責任者による法人全体の月次報告や理事長への提出が遅延している。貴法人経理規程に則って処理すること。</p>	<p>会計責任者が統括会計責任者及び理事長へ月次試算表を報告する期日を遵守するよう各会計責任者へ徹底を図りました。</p>	<p>平成28年5月11日</p>